

定期報告に関するQ&A

1 定期報告の様式は？

様式は法定様式です。当課HPからもダウンロードが可能です。

2 今回初めて送られてきたが？

平成16年度より佐倉市が特定行政庁になったのに伴い、毎年、対象物件を精査しています。建物の使用状況などは市では把握が難しいものもありますので、対象建物に該当しないようであれば、別紙の「該当しない旨の報告」を提出してください。

3 昨年も報告しているが？

定期報告は建築物（定期調査）と建築設備・防災設備（定期検査）の3つに分かれます。建築物は用途により2～3年に一度、建築設備・防災設備は毎年の報告となります。

4 消防署に点検の報告をしているが？

消防法に基づく消防用設備（消火設備、避難設備など）の点検報告制度とは点検・検査する項目が異なります。この定期報告は建築基準法で定められているものです。

5 報告時期が過ぎてしまったが？

報告時期はあくまで目安ですので、期限が過ぎても受け付けます。しかし建物を適切に維持するために定期的な調査・検査が効果的です。

6 費用はどれくらいかかるか？

費用は、建物の規模、用途などにより異なります。数社に見積を依頼し、比較検討されることをお勧めします。

7 なぜ定期報告をしなければならないのか？

特殊建築物（主に不特定多数の人が利用される建築物）は、適正な維持管理がなされていないと重大な災害や事故が発生する可能性があります。それらを未然に防止するためにも、定期的

に資格者に建築物の状況を調査していただき、所有者又は管理者が建築物の状況を把握し、その調査内容を特定行政庁（佐倉市長）に報告していただくことが建築基準法に定められています。

8 提出部数は？

報告書を1部、概要書を1部提出してください。報告書等の控えが必要な場合は、別に1部ご用意ください。受付時に受付印を押印し、控えを返却いたします。

9 郵送による受付は？

郵送でも受付いたします。報告書等の控えが必要な場合は、別に1部ご用意いただき、返信用封筒（郵便切手を貼付、返信先を明記したもの）を同封のうえ、郵送してください。